

不利益処分の処分基準

処 分 名		職員団体の登録の効力停止、登録取消		
根拠法令及び条項		地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 53 条第 6 項		
所 管 部 課 名		公平委員会		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	・ 地方公務員法第 53 条第 2 項～第 4 項、第 9 項 ・ 職員団体の登録に関する条例(昭和 41 年条例第 20 号)第 5 条		
	基 準	地方公務員法第 53 条第 6 項に定めるところによる。		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日	
	備 考			